

香川県広域水道企業団週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における現場閉所による週休2日（完全週休2日（土・日曜休み）又は月単位の週休2日）の確保に向け実施する香川県広域水道企業団週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日工事は、発注者指定型として全ての工事（通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く。）を対象とする。

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く）とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間等）は含まない。

(休工日の確保)

第4条 休工日の確保は次に掲げる内容とする。

- 1 完全週休2日(土日)の場合は、原則として、前条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。
また、月単位の週休2日の場合は、前条にて規定する対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りでない。
- 2 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日(土日)の場合は、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日又は日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。
- 3 受注者は、完全週休2日(土日)において、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日又は日曜日と振替を行うことができる。

(休工の定義)

第5条 休工及び休日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(入札公告等における記載)

第6条 発注者は、週休2日工事を発注する場合入札公告等に週休2日工事であることを明示するとともに特記仕様書にも記載するものとする。

(工事着手前の確認手続き)

第7条 受注者は、工事着手日までに、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日のいずれかを選択したうえで、工事打合せ簿にその旨記載し、休工日が確認できる工程表とともに工事監督員に提出しなければならない。

(工事中標示板)

第8条 受注者は工事中標示板に、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合、事前に口頭又は工事打合せ簿により工事監督員に報告しなければならない。

なお、事前に口頭により報告する場合は、後日速やかに工事打合せ簿により報告を行わなければならない。

また、工事打合せ簿には、その理由、振替対応の有無及び振替日を記載するものとする。

(振替により休工日以外を休工とする場合の措置)

第10条 受注者は、前条によらず、振替により休工日以外を休工とする場合は、事前に口頭又はその理由を記載した工事打合せ簿により、工事監督員に報告しなければならない。

なお、事前に口頭により報告する場合は、後日速やかに工事打合せ簿により報告を行わなければならない。

(出来形数量提出時の実施状況の報告)

第11条 受注者は、水道工事共通仕様書1-4-23に規定する出来形数量の提出時に、休日確保の状況を工事監督員に工事打合せ簿で報告しなければならない。

また、必要に応じて、現場の休工実績が記載された工事日報等の資料を提示しなければならない。

なお、工事監督員は、当該資料を確認した後に受注者に返却するものとする。

(工事完成時の実施状況の報告)

第12条 受注者は、工事完成時に前条の休日確保の状況を記載した工事日報及び第8条の工事中標示板の写真を工事監督員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第13条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第14条 発注者は、受注者が週休2日工事を実施した場合は、受注者の取組み状況に応じて経費の補正を行う。発注者は、当初設計で完全週休2日（土日）を達成した場合の補正を行い、休工日を確認し、完全週休2日（土日）を達成していないものは、休工の実績に応じて変更設計を行う。

(工事成績評定)

第15条 週休2日工事の場合、明らかに受注者に、週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は工事成績評定に反映する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月31日から施行する。